

2019年3月14日

各 位

会社名 株式会社東名  
代表者名 代表取締役社長 山本文彦  
(コード番号：4439 東証マザーズ・名証セントレックス)  
問合せ先 取締役管理本部長 関山 誠  
(TEL 059-330-2151)

(訂正) 「募集株式発行並びに株式売出しに関する取締役会決議のお知らせ」の  
一部訂正について

2019年2月28日に開示いたしました「募集株式発行並びに株式売出しに関する取締役会決議のお知らせ」について、一部訂正がございましたので、下記のとおりお知らせいたします。なお、訂正箇所には下線を付しております。

記

【ご参考】

5. ロックアップについて

(訂正前)

上記1. の公募による募集株式発行並びに上記2. の引受人の買取引受による株式売出しに関連して、売出人かつ貸株人である山本文彦及び当社株主である日比野直人、直井慎一、関山誠及び渡邊誠人は、東海東京証券株式会社に対し、元引受契約締結日から上場（売買開始）日（当日を含む）後180日目の2019年9月29日までの期間中、東海東京証券株式会社の事前の書面による同意なしには、当社株式の売却（ただし、上記2. の引受人の買取引受による株式売出し、上記3. のオーバーアロットメントによる株式売出しのために当社普通株式を貸し渡すこと及びグリーンシューオプションの対象となる当社普通株式を東海東京証券株式会社が取得すること等は除く。）等を行わない旨合意しております。

また、当社株主である株式会社エフティグループ、株式会社三重銀行及びジャパンベストレスキューシステム株式会社は、東海東京証券株式会社に対し、元引受契約締結日から上場（売買開始）日（当日を含む）後90日目の2019年7月1日までの期間中、東海東京証券株式会社の事前の書面による同意なしには、当社株式の売却（ただし、その売却価格が発行価格の1.5倍以上であって、東京証券取引所または名古屋証券取引所における初値が形成された後に東海東京証券株式会社を通して行う東京証券取引所または名古屋証券取引所における売却等は除く。）等を行わない旨合意しております。

加えて当社は、東海東京証券株式会社に対し、元引受契約締結日から上場（売買開始）日（当日を含む）後180日目の2019年9月29日までの期間中、東海東京証券株式会社の事前の書面による同意なしには、当社株式の発行、当社株式に転換若しくは交換される有価証券の発行または当社株式を取得若しくは受領する権利を付与された有価証券の発行（ただし、上記1. の公募による募集株式発行、株式分割及びストック・オプションとしての新株予約権の発行等を除く。）等を行わない旨合意しております。

なお、上記のいずれの場合においても、東海東京証券株式会社はその裁量で当該合意の内容の一部若しくは全部につき解除できる権限を有しております。

上記のほか、当社は、株式会社東京証券取引所が定める「有価証券上場規程施行規則」及び株式会社名古屋証券取引所が定める「上場前の公募又は売出し等に関する規則」の規定に基づき、上場前の第三者割当等による募集株式等の割当等に関し、割当を受けた者との間に継続所有等の確約を行っております。

ご注意：この文書は一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的に作成されたものではありません。投資を行うに際しては、必ず当社が作成する「新株式発行並びに株式売出届出目論見書（並びに訂正事項分）」をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断で行うようお願いいたします。

(訂正後)

上記1.の公募による募集株式発行並びに上記2.の引受人の買取引受による株式売出しに関連して、売出人かつ貸株人である山本文彦及び当社株主である日比野直人、直井慎一、関山誠及び渡邊誠人は、東海東京証券株式会社に対し、元引受契約締結日から上場(売買開始)日(当日を含む)後180日目の2019年9月29日までの期間中、東海東京証券株式会社の事前の書面による同意なしには、当社株式の売却(ただし、上記2.の引受人の買取引受による株式売出し、上記3.のオーバーアロットメントによる株式売出しのために当社普通株式を貸し渡すこと及びグリーンシュエアプションの対象となる当社普通株式を東海東京証券株式会社が取得すること等は除く。)等を行わない旨合意しております。

当社役員である日比野直人、直井慎一及び関山誠(以下「対象者」という。)と株式会社三重銀行(以下、本「5. ロックアップについて」において「銀行」という。)との間には金銭消費貸借契約が締結されており、当該契約に基づき対象者が保有する株式の全部または一部には、下記表の通り、対象者が銀行に対して負担する債務の担保として質権が設定されております。

	保有顕在株式数	質権対象株式数
日比野 直人	56,000 株	20,000 株
直井 慎一	14,000 株	10,000 株
関山 誠	10,000 株	10,000 株
合計	80,000 株	40,000 株

下記に定めるいずれかの事由が生じた場合には、法定の順序にかかわらず、また被担保債務の期限が到来したかどうかにかかわらず、並びに当社普通株式の売却等を行わない期間(元引受契約締結日から上場(売買開始)日(当日を含む)後180日目の2019年9月29日までの期間をいう。)にかかわらず、その債務の弁済に充当するために、銀行により質権対象株式の売却が行われる可能性があります。

・対象者について次の事由が一つでも生じた場合

- ― 支払の停止または破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始、特別清算開始もしくはその他の法的整理開始の申立があったとき
- ― 手形交換所または電子債権記録機関の取引停止処分を受けたとき
- ― 対象者の預金その他の銀行に対する債権について仮差押、保全差押または差押の命令、通知が發送されたとき
- ― 行方不明となり、銀行から対象者に宛てた通知が届出の住所に到達しなくなったとき
- ― 銀行に対する債務の一部でも履行を遅滞したとき
- ― 担保の目的物について差押、または競売手続の申立があったとき
- ― 銀行との取引約定に違反したとき
- ― 上記のほか債権保全を必要とする相当の事由が生じたとき

有価証券届出書提出日(2019年2月28日)現在、銀行による質権対象株式の総数は40,000株であり、発行済株式総数2,100,000株の1.9%に相当しております。東京証券取引所または名古屋証券取引所における売却またはその他の方法により質権対象株式の売却が実際になされた場合、またはその可能性が顕在化した場合には、当社株式の市場価格に影響を及ぼす可能性があります。

また、当社株主である株式会社エフティグループ、株式会社三重銀行及びジャパンベストレスキューシステム株式会社は、東海東京証券株式会社に対し、元引受契約締結日から上場(売買開始)日(当日を含む)後90日目の2019年7月1日までの期間中、東海東京証券株式会社の事前の書面による同意なしには、当社株式の売却(ただし、その売却価格が発行価格の1.5倍以上であって、東京証券取引所または名古屋証券取引所における初値が形成された後に東海東京証券株式会社を通して行う東京証券取引所または名古屋証券取引所における売却等は除く。)等を行わない旨合意しております。

ご注意：この文書は一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的に作成されたものではありません。投資を行うに際しては、必ず当社が作成する「新株式発行並びに株式売出届出目論見書(並びに訂正事項分)」をご覧ください。投資家ご自身の判断で行うようお願いいたします。

加えて当社は、東海東京証券株式会社に対し、元引受契約締結日から上場（売買開始）日（当日を含む）後180日目の2019年9月29日までの期間中、東海東京証券株式会社の事前の書面による同意なしには、当社株式の発行、当社株式に転換若しくは交換される有価証券の発行または当社株式を取得若しくは受領する権利を付与された有価証券の発行（ただし、上記1.の公募による募集株式発行、株式分割及びストック・オプションとしての新株予約権の発行等を除く。）等を行わない旨合意しております。

なお、上記のいずれの場合においても、東海東京証券株式会社はその裁量で当該合意の内容を一部若しくは全部につき解除できる権限を有しております。

上記のほか、当社は、株式会社東京証券取引所が定める「有価証券上場規程施行規則」及び株式会社名古屋証券取引所が定める「上場前の公募又は売出し等に関する規則」の規定に基づき、上場前の第三者割当等による募集株式等の割当等に関し、割当を受けた者との間に継続所有等の確約を行っております。

以 上

ご注意：この文書は一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的に作成されたものではありません。投資を行うに際しては、必ず当社が作成する「新株式発行並びに株式売出届出目論見書（並びに訂正事項分）」をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断で行うようお願いいたします。